

村上農業振興地域整備計画書

平成23年9月

新潟県 村上市

目 次

第1章 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア. 土地利用の構想	1
イ. 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	5
ア. 農用地等利用の方針	5
イ. 用途区分の構想	5
ウ. 特別な用途区分の構想	7
2 農用地利用計画	7
第2章 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2 農業生産基盤整備開発計画	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	11
4 他事業との関連	11
第3章 農用地等の保全計画	12
1 農用地等の保全の方向	12
2 農用地等保全整備計画	12
3 農用地等の保全のための活動	13
4 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第4章 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画	15
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用に関する誘導方向	15
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	15
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用に関する誘導方向	20
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用の促進を図るための方策	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	22

第5章 農業近代化施設の整備計画	23
1 農業近代化施設の整備の方向	23
2 農業近代化施設整備計画	25
3 森林の整備その他林業の振興との関連	25
第6章 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	26
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	26
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	26
3 農業を担うべき者のための支援の活動	26
4 森林の整備その他林業の振興との関連	27
第7章 農業従事者の安定的な就業の促進計画	28
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	28
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	29
3 農業従事者就業促進施設	29
4 森林の整備その他林業の振興との関連	29
第8章 生活環境施設の整備計画	30
1 生活環境施設の整備の目標	30
2 生活環境施設整備計画	30
3 森林の整備その他林業の振興との関連	31
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	31
第9章 付図	
1 土地利用計画図	(付図1号)
2 農業生産基盤整備開発計画図	(付図2号)
3 農用地等保全整備計画図	(付図3号)
4 農業近代化施設整備計画図	(付図4号) (該当なし)
5 農業就業者育成・確保施設整備計画図	(付図5号) (該当なし)
6 生活環境施設整備計画図	(付図6号)

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

本市は新潟県の最北端に位置し、平成20年4月に村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村が合併して誕生した。胎内市や関川村のほか、山形県の鶴岡市、西川町、小国町に隣接する。総面積は約1,174.24km²で新潟県の総面積(12,583.32km²)のおよそ9.3%を占める。

地形は山間部と平野部、海岸部で構成され、平野部は荒川・三面川などの流域となっている。これらの河川流域は肥沃な水田として市の農業生産活動の基盤となっている。集落は平野部に広く分布するほか、山間部の河川沿岸、三面川河口以北の海岸線などにも分布する。

本市の気候は四季の変化がはっきりした日本海型に属する。冬季は西高東低の冬型の気圧配置が続き、シベリアからの季節風がもたらす雪は、日常生活や産業活動に影響を与えるとともに、豊かな水資源ともなり生活や産業活動に欠かせない重要な資源でもある。

土地利用についてみると、近年、村上市街地内で土地区画整理による住宅地開発が行われており、国道7号沿道では商業用の開発が行われている。また、岩船市街地や山辺里の用途地域縁辺部では、農地転用を伴う宅地開発が進行している。

人口は平成17年国勢調査時で70,705人、世帯数が22,321世帯となっており、平成7年からの10年間で、人口が4,886人減、世帯数が709世帯増となっている。農家数及び農家人口は平成17年現在、4,920戸、16,221人となっており、平成7年からの10年間でそれぞれ900戸減、7,199人減となっている。

産業別就業人口比率は、平成17年現在、第1次産業が10.9%、第2次産業が32.6%、第3次産業が56.4%であり、平成7年からの10年間でそれぞれ1.7%減、7.4%減、9.1%増となっている。

農業振興地域内の土地利用としては、地域面積40,027haのうち、農用地が8,456ha(21.1%)、農業用施設用地が63ha(0.2%)、森林原野が20,559ha(51.4%)、となっている。本市は水稻の単作を中心に、村上地域では野菜や茶、荒川地域では家畜や球根、神林地域では家畜や野菜、朝日地域では果樹や野菜、山北地域では野菜などが生産されている。

今後の土地利用については、集落等の関係機関と協議をしながら、近代的で効率的な農地を整備するとともに、無秩序な農振除外や農地転用を防止し、優良農地の確保に努める。そして、農用地の集団化、団地化、農地の流動化等による効率的な農業経営を、地域の合意形成とともに進める。集落内においては計画的な公共用地の確保も視野に入れながら、住みよい生活環境づくりに努め、農業振興地域全体の合理的な土地利用を図る。

年度	農用地		農業用施設用地		森林原野		住宅用地		商工業用地		その他		計	
	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)
現在 (H22)	8,456	21.1	63	0.2	20,559	51.4	842	2.1	222	0.6	9,885	24.7	40,027	100.0
目標 (H27)	8,219	20.5	68	0.2	20,596	51.5	901	2.3	247	0.6	9,996	25.0	40,027	100.0
増減	-237	—	5	—	37	—	59	—	25	—	111	—	0	—

※「増減」は前回農業振興地域整備計画書における各地区実績値をもとに集計

イ. 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

村上農業振興地域内にある現況農用地 8,456ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地を除く約 6,996ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地) 約 1ha

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積(ha)			備 考
		農用地	森林その他	計	
上水道第二水道設置事業	山辺里地内	0.5		0.5	
村上市ゲートボール施設整備事業	〃	0.5		0.5	
計		1.0		1.0	

- a 集団的に存在する農地
10ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
 - ・埋立又は干拓
 - ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、床締め、切り盛り等
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・国の補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
 - ・都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地
- ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない
- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が 10ha 以下の農用地。
- ・該当集落数 159 該当農用地面積 約 318ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でない認められる次に掲げる農用地。

- ・ 周辺が山林原野で生産性の低い整備の不可能な農用地 約 940ha
- ・ 都市公害（都市排水等による汚染）が激しく、今後農用地としての存続が困難と認められる農用地 該当なし

(c) その他

- ・ 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地 約 141ha
- ・ 道路沿線市街地として開発が進みつつある国道沿線農用地 約 60ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置（集落名等）	面積(ha)	土地改良事業等の種類
該当なし			
計			

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

- ・ 該当農用地面積 約 62ha

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農業経営規模拡大を図るため、集团的農用地として開発することが相当な土地及び農用地区域内に介在するもので、一体的に保全整備を図ることが相当な土地

- ・ 該当農用地面積 約 270ha

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本市は米の単作を中心に野菜、果樹、茶、家畜、球根などが生産されている。今後とも優良農地の確保と有効利用を促進し、米を中心とした複合的な農業を視野に入れ、人員の確保、機械化促進を図りながら生産体制の強化を図るものとする。

なお、本地域を旧市町村単位に区分し、村上地区、荒川地区、神林地区、朝日地区、山北地区の5地区を設定する。

年度 \ 区分	農地 (ha)			採草放牧地 (ha)			混牧林地 (ha)			農業用施設用地 (ha)			計 (ha)			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
村上地区	1,060	1,090	30	0	0	0	—	—	0	2	2	0	1,062	1,092	30	34
荒川地区	1,248	1,260	12	11	11	0	—	—	0	9	9	0	1,268	1,280	12	—
神林地区	1,924	1,961	37	20	20	0	—	—	0	8	8	0	1,989	1,969	37	1
朝日地区	2,290	2,327	37	0	0	0	—	—	0	43	43	0	2,333	2,370	37	234
山北地区	443	451	8	0	0	0	—	—	0	0	0	0	443	451	8	1
計	6,965	7,089	124	31	31	0	—	—	0	62	62	0	7,058	7,182	124	270

※農地、採草放牧地、山林原野の現況値は、「農地台帳農振農用地面積」をもとに算出した。

農地の将来地は、農用地等の確保等に関する基本指針の別添「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の設定基準」をもとに算出した。

イ. 用途区分の構想

(ア) 村上地区

三面川・門前川、石川沿岸一体の地域で、農用地等面積は1,060ha、農業用施設用地2haとなっている。門前川沿岸の山辺里地区と石川沿岸の岩船地区ではほ場整備が完了しており、米を基幹とした農業が営まれている。三面川沿岸の村上市街地周辺では、砂丘地での園芸作物や北限

として有名な茶の作付けも行われている。地区の北部上海府地区は、地形的制約で小規模な農業経営が行われている。

今後は、優良農地の確保と有効利用を促進し、大型機械の導入、カントリーエレベーター等の共同施設利用による生産コストの低減や認定農業者制度の下で農業経営基盤強化促進事業を推進し農地の流動化を図るとともに園芸作物等の機械化、施設化による高品質、低コスト生産を図る。また、都市との交流の場の整備、農村景観の形成維持を図る。

(イ) 荒川地区

一級河川荒川の左岸地域で、農用地等面積は1,248ha、採草放牧地11ha 農業用施設用地9ha となっている。土地利用状況は一部集団化している畑や集落周辺の畑で球根や野菜栽培に利用されているほかは、ほとんどの農地が水田として利用されている。

今後は優良農地の確保と有効利用を促進し、大型機械化体系に対応できるほ場条件に整備し、水田の高度利用を図る。また、散在している畑を集落周辺に集団化し、野菜の供給確保に努める。

(ウ) 神林地区

一級河川荒川の右岸、石川・百川沿岸地域で、農用地等面積は1,924ha、採草放牧地20ha 農業用施設用地8ha となっている。地区内はほ場整備がほぼ完了している。利用状況は水田が中心であるが、砂丘地や山間部集落では畑や果樹園が整備されている。

今後は優良農地の確保と有効利用を促進するため、大規模区画化されたほ場での大型農業機械利用や転作の効率化を図るための農地の集約に努めるとともに一部の水田は畑へ転換し利用する。

(エ) 朝日地区

三面川・高根川沿岸の地域で、農用地等面積は2,290ha、農業用施設用地43ha となっている。基盤整備が完了している地域では水田の近代化と良質米の生産が定着している。平坦地の集落周辺や山間地では畑や果樹園として利用されている。

今後は優良農地の確保と有効利用を促進し、小規模区画農地の再整備や農道、かんがい、配水施設整備等を実施し水田地帯としての高度利用を図るとともに、生産性の低い山間地畑地の基盤整備を進め、有効利用を図る。また、みどりの里を拠点とした観光農園としての利用も進める。

(オ) 山北地区

村上市北部の山間部と海岸部により形成される地区で、農用地等面積は443ha となっている。地形的な制約があり、まとまった農地は地域を流れる河川沿岸に分布する。平坦部の水田はほとんどが団地性5ha 以上で構成され、用排水の整備が進められている。山間部農地はほ場整備未整備の小規模区画となっている。

今後は優良農地の確保と有効利用を促進し、平坦部農地は現在の条件で利用を進め、山間部農地については、条件の整った地区から基盤整備

を推進し、農地としての生産性の向上を図る。分散する棚田農地については畑や果樹園としての利用を進める。

ウ．特別な用途区分の構想

該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

ア. 村上地区

地域の農用地のうち、山辺里山沿い地区、上海府地区の丘陵地帯及び山辺里平場、村上・瀬波の砂丘地帯、三日市・八日市の平坦地帯の畑地を除いては、その大部分が平坦で団地性の優れた農用地で水田として利用されている。

農業生産基盤整備の状況は、10a 区画で整備された水田を基礎に、20～30a 区画のほ場整備が進行している。さらに近年 50a 区画の県営ほ場整備を山辺里で実施した。今後は高平地区ではほ場整備（平成 27～30 年）、小谷地区で農道整備（平成 27～29 年）、三面川左岸で水路整備（平成 25～31 年）などを推進する。

イ. 荒川地区

地域の農地の大部分が平坦地にあり、農地の団地性は恵まれている。農用地の利用は約 9 割が水田であり、水稻を中心とした営農となっている。

農業生産基盤整備状況は、第1次構造改善事業及び昭和42年の羽越大水害による改良復旧等により東部地区が20a区画のほ場に整備された。一方、西部はほ場の区画が小さく施設不備の地区もみられる。このため、ほ場整備により水田の高度利用を図るなどの対応を検討する。今後は上保内地区ではほ場整備（平成 28～33 年）、胎内川沿岸で用水路整備（平成 2～24 年）、荒川沿岸地区で用排水路整備（平成 20～24 年）を推進する。

ウ. 神林地区

地域の農地のうち、水田として利用される平坦地は団地性に恵まれている。一方、畑は砂丘地を除いて集落周辺に点在するのみである。

農業生産基盤の整備状況は、水田はほぼ全域でほ場整備が完了、畑基盤整備については砂丘中心の整備が完了し、それぞれ 50a 以上の大規模区画の比率が過半数を超える。今後は岩鼻地区、荒川右岸地区、神納地区で用水路整備を推進する。

エ. 朝日地区

地域の農地のうち、水田として利用される平坦地は団地性に恵まれている。一方、畑や果樹園は比較的小規模であり、有効利用がなされていない場合が多い。

農業生産基盤整備の状況は、大須戸川沿岸ではほ場整備が完了しており、三面川沿岸一体の大区画ほ場整備を進めているところである。畑・

果樹園については、農道整備・かんがい施設整備などにより有効活用を図る。今後は朝日第2地区、岩沢地区で区画整理、三面川左岸地区で用水路整備を推進する。

オ. 山北地区

地域内の農地は大川、勝木川沿岸の比較的平坦な農地約200ha、山沿いの傾斜度の強い農地約150ha、それ以外の農地約90haに大別される。

農業生産基盤整備の状況については、水田面積のうち過半が整備済であるが、これ以外にも単独で区画整理しているところもあり、それらを含めると80%以上が整備されていることになる。今後は農道整備・用排水路整備などを推進するとともに、区画整理済ほ場の再整備を検討する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	面積(ha)		
地域自主戦略交付金(水利一般)	水路橋工 L=193m, 隧道工 L=325m 水路工 1.0式	三面川左岸1期	(1,086) 499	村-1	H20~H26
地域自主戦略交付金(水利一般)	水路工 1.0式	三面川左岸2期	(1,086) 499	村-2	H25~H31
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	建屋、排水ポンプ、ゲート修繕 1.0式	関根川	102	村-3	H27
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	建屋、排水ポンプ、ゲート修繕 1.0式	瀬波	86	村-4	H25~H26
農山漁村活性化対策(団活性化整備)	区画整理(畑) A=40ha	高平	40	村-5	H27~H30
農山漁村活性化対策(団活性化整備)	農道 L=2,100m	小谷	15	村-6	H27~H29
農山漁村活性化対策(団活性化整備)	揚水機 1.0式	袋	18	村-7	H29~H32
農山漁村活性化対策(団活性化整備)	揚水機 1.0式	瀬波佐野	20	村-8	H29~H32
地域自主戦略交付金(農地整備一般)	用排水路 1.0式、暗渠 1.0式	上保内	343	荒-1	H28~H33
地域自主戦略交付金(水利一般)	UR(大)、用水路(荒川受益のみ)	胎内川沿岸	(2,798) 8	荒-2	H2~H24
地域自主戦略交付金(県基幹水利保全)	中央管理棟、テレメータ・機器更新	荒川左岸	1325	荒-3	H28
地域自主戦略交付金(県基幹水利保全)	揚水機場、テレメータ・機器更新	荒川左岸	866	荒-4	H27
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	用排水路 L=5,330m	荒川沿岸	(233) 137	荒-5	H20~H25

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	面積(ha)		
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、ポンプ除塵機取替	荒川第2-1号	81	荒-6	H27
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、ポンプ除塵機取替	荒川第3-2号	82	荒-8	H28
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、ポンプ除塵機取替	荒川第3-3号	62	荒-9	H28
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、ポンプ取替	切田第1号	39	荒-10	H28
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、ポンプ取替	切田第2号	39	荒-11	H28
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	用排水中央管理棟、テレメータ・機器更新	荒川右岸	1,800	神-1	H26~H30
地域自主戦略交付金(県基幹水利保全)	用水路、隧道補修工 L=3,390m	神納	718	神-2	H29~H32
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、水中ポンプ取替	神林第2-1号	64	神-3	H26
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、水中ポンプ取替	神林第2-6号	66	神-4	H26
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、水中ポンプ取替	神林第3-2号	67	神-6	H26
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、水中ポンプ取替	神林第3-1号	76	神-7	H26
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	幹線用水路、水路補修工 L=96m	荒川右岸	1,939	神-10	H29~H30
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	幹線用水路、水路補修工 L=800m	岩鼻	1,148	神-11	H29~H33
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	支線用水路、水路補修工 L=460m	岩鼻1号	194	神-12	H29~H32
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	支線用水路、水路補修工 L=720m	岩鼻2号	257	神-13	H29~H34
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	排水機場、除塵機取替	旧堀川	88	神-14	H26
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、水中ポンプ取替	神林第3-3号	76	神-15	H27
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、水中ポンプ取替	神林第1号	105	神-16	H26
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、ポンプオーバーホール	石川第4号	87	神-17	H27
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、除塵機、ポンプオーバーホール	石川左岸	186	神-18	H26~H32
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、除塵機、ポンプオーバーホール	石川右岸	517	神-19	H25~H30
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	中央管理棟、テレメータ・機器更新	荒川右岸	1800	神-20	H26~H30
地域自主戦略交付金(水利一般)	水路橋工 L=193m、隧道工 L=325m 水路工 1.0式	三面川左岸1期	(1,086) 60	神-21	H20~H26
地域自主戦略交付金(団基幹水利保全)	揚水機場、水中ポンプ取替	神林第2-5号	58	神-22	H27
地域自主戦略交付金(水利一般)	水路橋工 L=193m、隧道工 L=325m 水路工 1.0式	三面川左岸1期	(1,086) 527	朝-1	H20~H26
地域自主戦略交付金(水利一般)	水路工 1.0式	三面川左岸2期	(1,086) 527	朝-2	H25~H31
地域自主戦略交付金(県中山間一般)	区画整理 A=10ha、活性化施設	朝日第2	100	朝-3	H31~H35
地域自主戦略交付金(県農地環境)	区画整理 A=13.6ha	岩沢	14	朝-4	H23~H26

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	面積 (ha)		
地域自主戦略交付金（県基幹水利保全）	管水路更新 1.0 式	高根川	568	朝-5	H29～H32
地域自主戦略交付金（県基幹水利保全）	頭首工 1.0 式	関口	426	朝-6	H29～H31
計					

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業の生産基盤である林道の計画的な開設と治山事業及び保安林の造成による水源涵養と防災機能の充実を図る。
また、今後は林産物の加工、菌茸類の生産拡大を図り、農家経営の安定に資するため、生産施設の整備を推進する。

4 他事業との関連

広域営農団地として、岩船北部（朝日・山北地区）が昭和 52 年に設定され、広域農道事業として進められている。これは関係地域における農業生産の向上と農家経営の安定をなすものである。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

村上市の農林業の基盤を保全するため、既存の自然環境を守るとともに社会的な環境変化に対応した計画的な土地利用を推進していく必要がある。農用地の保全にあたっては、村上市総合計画等にもとづき、土地基盤整備や農業用施設の維持増進に努める必要がある。

平坦地域においては、農業従事者の高齢化が深刻な問題となっており、離農・耕作放棄地の増加への対応が必要である。そこで、認定農業者や生産組織等、今後の農業を担うべき者に農地の流動化を推進し、農地を保全していく必要がある。

中山間地域においても、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等直接支払制度を活用し、適正な農業生産活動等が維持され、担い手を確保していくことで農用地を保全していく必要がある。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考
		受益地区	面積 (ha)		
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	護床工, 付帯工等 1.0 式	荒川 2 期	(3, 290) 140	村-31	H13～H25
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	頭首工 1.0 式	三面川左岸	(1, 086) 499	村-32	H28～H31
地域自主戦略交付金 (県排水施設)	機場工, 導水路工 1.0 式	神納郷北部	(372) 102	村-33	H13～H25
地域自主戦略交付金 (県ため池一般)	堤体工 L=80m	天神岡	10	村-34	H27～H29
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	樋門工 1.0 式	荒川 3 期	(3, 290) 140	村-35	H26～H31
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	護床工, 付帯工等 1.0 式	荒川 2 期	(3, 290) 1, 216	荒-31	H13～H25
地域自主戦略交付金 (県農地防災)	排水機場 N=1 箇所	海老江第 1	60	荒-32	H29～H31
地域自主戦略交付金 (県ため池一般)	堤体工 L=100m	下鍛冶屋	60	荒-33	H29～H32

地域自主戦略交付金 (県河川応急)	樋門工 1.0 式	荒川 3 期	(3, 290) 1, 216	荒-34	H26～H31
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	護床工, 付帯工等 1.0 式	荒川 2 期	(3, 290) 1, 798	神-31	H13～H25
地域自主戦略交付金 (県排水施設)	機場工, 導水路工 1.0 式	神納郷北部	(372) 270	神-32	H13～H25
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	樋門工 1.0 式	荒川 3 期	(3, 290) 1, 798	神-33	H26～H31
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	頭首工 1.0 式	三面川左岸	(1, 086) 60	神-34	H28～H31
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	頭首工 1.0 式	釜杭	7	朝-31	H31～H35
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	頭首工 1.0 式	布部	67	朝-32	H29～H32
農業生産基盤整備・保全事業 (地すべり防止)	地表水排除工等 1.0 式	村上北部	(630) 314	朝-33	H21～H25
農業生産基盤整備・保全事業 (地すべり防止)	地表水排除工等 1.0 式	大向	87	朝-34	H22～H28
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	頭首工 1.0 式	三面川左岸	(1, 086) 527	朝-35	H28～H31
農業生産基盤整備・保全事業 (地すべり防止)	地表水排除工等 1.0 式	村上北部	(630) 316	山-31	H21～H27
地域自主戦略交付金 (県河川応急)	頭首工, 付帯施設 1.0 式	上大鳥	6	山-32	H18～H23
計					

3 農用地等の保全のための活動

今後農用地を保全していくためには、関係機関が一体となり新規就農者及び認定農業者の育成確保と、組織の法人化、農業機械の共同利用、農地の流動化等を推進し、認定農業者や生産組織等へ農地を集团的に集積するよう推進する。現在ある農協の育苗施設、カントリーエレベーターをより効率的に利用することで大幅なコストの削減を図り、併せて農産物の高品質で安定的な生産と効果的な流通・販売、高付加価値化を目指し、

農業所得の向上を図る。このように、担い手の育成と農地の集約、コストの低減、さらに農業の6次産業化を視野に入れた取り組みを図ることにより、集落や地域の活性化が図られ、農用地の保全が可能となる。

中山間地域については、中山間地域総合整備事業等による地域の地形条件に即した基盤整備を促進し、生産性の向上を図るとともに、担い手の育成や都市との交流を図ることで農用地の保全に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

ア. 村上地区

将来とも農業に専従的かつ意欲的に取り組み、集落の中心的存在となるべき栽培技術者及び経営能力等に卓越した資質を持ち、地域農業の再編成とリーダーシップのとれる農家を育成する。

これらの農家は土地利用の高度化及び集团的土地利用調整、地域の特性を活かした収益性の高い作目の選定、機械類の集約的高度利用、堆肥の生産や有効利用など集落及び地域全体の話し合いの中心的役割を果たすものとし、今後とも農用地流動化推進と土地の利用集積や農作業の受託による経営規模拡大を行い、土地利用型農業の主軸を担い堅固な基盤整備の確立を図る。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人 経営	水稻+大豆	9.70	水稻 7.00 大豆 2.70	20	80.00
	水稻+ユリ切花	8.50	水稻 6.00 大豆 2.30 ユリ 0.20	10	33.00
	水稻+露地野菜	9.10	水稻 6.00 大豆 2.30 野菜 0.80	3	7.80
	水稻+施設野菜	9.56	水稻 7.70 大豆 1.50 野菜 0.36	3	14.10
	水稻+肉用牛	8.30 肉用牛 50 頭	水稻 6.00 牧草地 2.30 肉用牛 50 頭	10	30.00

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人 経営	水稻+葉たばこ	10.20	水稻 7.00 大豆 2.70 たばこ 0.50	3	10.50
	水稻+原木しいたけ	9.70 ほだ木 10,000 本	水稻 7.00 大豆 2.70 しいたけほだ木 10,000 本	3	13.50
	露地野菜+施設野菜	0.82	野菜 0.62 メロン 0.10 いちご 0.10	4	—
協業 経営	水稻+転作大豆+みそ 加工	41.70 みそ加工 10,000 kg	水稻 30.00 大豆 11.70 みそ加工 10,000 kg	4	—

イ. 荒川地区

米を基幹として設定し、農地銀行の土地利用調整や、農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業等により積極的に優良農用地の確保及び集積を行い、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、それらが地域農業を担うような農業構造を確立して、食糧事情の変化に対応できるよう複合経営の導入を推進する。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人 経営	水稻+大豆	9.33	水稻 7.00 大豆 2.33	35	239.05
	水稻+さといも	10.33	水稻 7.50 さといも 2.50	1	7.50
	水稻+露地野菜	11.10	水稻 8.00 転作 2.70 野菜 0.40	3	24.60

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人 経営	水稲+球根	10.33	水稲 7.00 転作 2.33 球根 1.00	12	81.96
	水稲+ユリ切花	8.40	水稲 6.00 転作 2.00 ユリ 0.40	7	38.50
	水稲+肉用牛	8.00 肉用牛 70 頭	水稲 6.00 牧草 2.00 肉用牛 70 頭	6	33.00
	酪農	7.50 乳用牛 50 頭	飼料畑 7.50 乳用牛 50 頭	3	—
	養豚	2.50 種雌豚 100 頭	水稲 2.50 種雌豚 100 頭	2	—
協業 経営	水稲+転作大豆+みそ 加工	40.00 みそ加工 10,000 kg	水稲 30.00 大豆 10.00 みそ加工 10,000 kg	6	165.00

ウ. 神林地区

米を基幹として設定し、積極的に優良農用地の確保および集積を行い、食糧事業の変化に対応できるような複合経営の導入を推進する。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人 経営	水稲+大豆	20.80	水稲 15.00 大豆 5.80	32	553.60
	水稲+転作野菜	10.00	水稲 7.50 野菜 2.50	1	6.50
	水稲+施設野菜	9.90	水稲 7.00 大豆 2.70 野菜 600 坪	4	24.00

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人 経営	水稻+露地野菜	11.50	水稻 8.00 大豆 3.10 ねぎ 0.40	4	30.40
	水稻+施設切花	8.30	水稻 6.00 転作 2.30	3	14.40
	水稻+しいたけ	11.00 ほだ木 5,000 本	水稻 8.00 転作 3.00 しいたけほだ木 5,000 本	2	15.00
	水稻+肉用牛	8.00 肉用牛 50 頭	水稻 6.00 牧草 2.00 肉用牛 50 頭	3	13.50
	養豚	2.50 種雌豚 100 頭	水田委託 2.50 種雌豚 100 頭	4	—
協業 経営	水稻+転作大豆	70.00	水稻 50.00 大豆 20.00	8	435.20
	水稻+転作大豆+もち 加工	50.00 もち加工 20 t	水稻 30.00 大豆 20.00 もち加工 20t	2	53.40

エ. 朝日地区

米の単作及び米を基幹とした複合営農形態、養豚一貫経営体等を主として設定する。農地銀行の土地利用調整や、農地保有合理化事業等の現行制度を積極的に活用しながら、優良農地の確保及び集積を行い、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、それが地域農業を担うような農業構造を確立して、食糧事情の変化に対応できるような複合経営の導入を推進する。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人 経営	水稲+転作大豆	9.30	水稲 7.00 大豆 2.30	70	476.00
	水稲(全量カントリー 利用)+転作大豆	9.30	水稲 7.00 大豆 2.30	70	204.00
	水稲+施設野菜	7.70	水稲 6.00 大豆 1.50 野菜 0.20	9	—
	水稲+露地野菜	9.70	水稲 7.00 大豆 2.30 野菜 0.40	10	68.00
	水稲+果樹	10.30	水稲 7.00 大豆 2.30 果樹 1.00	3	20.40
	水稲+しいたけ	9.32	水稲 7.00 転作 2.30 菌床しいたけ 50坪	5	34.00
	水稲+葉たばこ	7.60	水稲 5.00 大豆 1.60 たばこ 1.00	6	30.00
	水稲+肉用牛	8.00 肉用牛 50頭	水稲 6.00 大豆 2.00 肉用牛 50頭	5	27.50
	水稲+養豚	3.00 種雌豚 80頭	水稲 2.00 大豆 1.00 種雌豚 80頭	1	—
	養豚	種雌豚 100頭	種雌豚 100頭	4	—
協業 経営	水稲+転作大豆	40.00	水稲 30.00 大豆 10.00	6	165.00

オ. 山北地区

米を主体とした経営規模の拡大を図り、地域の特性を生かした複合経営を目指す。また土地の有効利用、経営の合理化からも集団化、団地化を進め生産性の高い農業経営の確立を図る。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成 (ha, 頭)	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人 経営	水稻+作業受託	8.60	水稻 6.40 そば 2.20	11	80.30
	水稻+しいたけ	8.02	水稻 6.00 そば 2.00 菌床しいたけ 50坪	2	13.40
	水稻+施設野菜	10.00	水稻 7.50 そば 2.35 野菜 0.15	4	34.80
	水稻+ユリ切花	6.70	水稻 5.00 そば 1.50 ユリ 0.20	2	10.80
協業 経営	水稻+転作大豆	20.00	水稻 15.00 大豆 5.00	1	16.10

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア. 村上地区

現在事業中又は今後事業見込みの農業生産基盤整備を進めるとともに、生産性の高い農地のさらなる高度利用を図るため、経営体への農地の集積や生産組織化を推進する。また耕起から収穫までの一括受託の推進と併せて農用地の流動化を進めるよう誘導する。

イ. 荒川地区

今まで以上に経営体への優良農地の確保と集積を行うとともに、集落内はもちろん「集落と集落」といった地区間的な調整により、効率的な利用ができるよう積極的に取り組み、農地の流動化や農作業受委託等による農地の有効利用を行えるよう誘導する。また、この経営体を核とした生産組織の育成強化を進めることにより、大型機械の効率的稼働による生産性向上を図る。

ウ． 神林地区

経営体を核とした生産組織の育成強化を図ることにより、大型農業機械の効率的稼働はもとより農地の流動化、農作業の受委託等による農地の有効利用が行えるように誘導する。

エ． 朝日地区

平坦部の農用地においては、一部の未整備地のほ場整備とかんばい事業を実施し優良農地の確保を図る。今後は利用権設定等促進事業を活用しながら、担い手農業者が連担的な条件のもと、効率的で省力生産ができる体制の整備を進める。

山間部では、担い手不足による農用地の荒廃が進んでいるため、県営中山間地域総合整備事業等を積極的に活用しながら、畑地の基盤整備を実施し換金作物の導入を図り、耕作放棄地の解消に努める。

オ． 山北地区

各地域の農家組合、農業集団による土地利用に関する調整を進め、農地の流動化、集団化の取組みについて積極的に推進していく。また、農業協同組合を主体とした農作業の受委託を推進するとともに、生産組織の育成も図りながら、効率的な利用を進める。さらに、推進のための研修会等の開催や資料提供を推進し、農家の意識向上を図り、経営体質の改善に努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

ア． 村上地区

基盤整備事業と並行しながら、これら集団及び生産組織の活動を積極的に推進し、農業全体の活性化を図る。また、生産組織を育成し農用地の流動化の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

土地基盤整備事業と並行しながら、認定農業者制度の下で農業経営基盤強化促進事業を推進し、農地の流動化を図る。また、新潟県農林公社との連携のもと、同公社が行う事業や農業協同組合が主体となる農地利用集積円滑化事業の推進を図る。

イ． 荒川地区

農地銀行の土地利用調整と農協が実施する農地利用集積円滑化事業を中心として、農地の円滑な移動を図り、経営体が容易に農地の集積が出来るようなシステムづくりを行う。将来的には、可能な集落から経営体を核とした集落の受け皿となる生産組織の育成を行い、個別経営体と生産組織との連絡協調、地区間の調整を図りながら、集落を基本としたより低コストな農業経営の実現に努めるとともに、積極的な農地の利用集積と連担団地化を図ることにより、集落を単位としたさらに低コストな農業経営の実現に努める。

ウ． 神林地区

低コスト農業の推進には経営体が重要であり、意欲的で経営感覚のある農業者の育成を図るため研修制度の充実、経営近代化などに必要な資金の確保にも努める。また、それと並行して経営体を核とした生産組織の育成強化についてもあわせて推進することにより、農地の流動化・農作業の受委託等についても各集落の経営体を中心として農地の円滑な移動を図り、集落単位で低コスト農業の実現に努める。

エ． 朝日地区

認定農業者を育成し、農用地の集積を図る。農用地の流動化については、農用地利用集積事業の計画を推進するため、農業委員会の農地銀行活動を中心に、農用地利用調整の促進のため、農地及び採草放牧地の借入れ及び貸付けを行う農地利用集積円滑化事業を実施し、市や農協等関係機関一体となって取り組み、農業者の理解と協力を得つつ、円滑な推進を図る。

農作業の受委託については、機械の効率的な利用、コスト低減や兼業農家の経営合理化及び他産業への安定就労と、受託農家の経営規模拡大に資するため、育苗施設やカントリーエレベーターの有効利用を進め農協主導による受託組織や認定農業者等の育成強化に努める。

オ． 山北地区

農地流動化については、農地流動化推進員を主体に、農業経営基盤強化促進事業、利用権設定等促進事業等の流動化制度の普及拡大を全地区対象に行い、流動化推進を図る。受委託については、協議会の受託体制の整備を図りながら、今後さらに作業受委託の推進を図っていくものとする。また、必要に応じて農作業機械等の共同購入利用も図っていくものとする。地域農業集団をさらに強化し、併せて新たな集団の育成を図り、将来の農業経営に対応できる集団を目指す。また、農地の集団的利用、機械施設の効率的な利用等に積極的に取り組み、農業の活性化を図る。生産性の高い農業経営確立のための「土づくり」は重要な課題であり、これに対処するために、土壌の状況に合わせた「土づくり」運動を展開し、「良質安定多収」に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

冬期間における農作業の複合部門として椎茸等菌茸類の生産及び林産物の加工による経営の安定化を推進する。

山間地においては、林間を利用した山菜、わさび等の生産拡大について、関係機関団体と十分協議しながら推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市における重点作目は米、大豆・麦、野菜、花き、茶、畜産である。今後とも農用地の面的集積や基盤整備などにより農用地の高度・高率利用を図る。そのために、既存の共同栽培管理施設、共同処理加工施設を活用していくものとする。

・米

良質米の安定的な生産を図るため、適正な水管理、効率的な肥培管理、適期防除、適期収穫等の基本的技術の励行により生産性及び品質の向上を図る。また、中核的担い手農家や集落営農組織への農地の利用集積による規模拡大、農作業の受委託等による農業機械の有効利用、大規模乾燥調製貯蔵施設の効率的な運営、高性能農業機械の導入等により生産コストの低減を図る。また、土づくり対策として、堆肥センターで製造される堆肥の利用を促進し、安全・安心な環境保全型農業に取り組む。

・大豆・麦

地域に即した奨励品種の作付推進とともに、種子更新の適正化を図り、良質で安定的な生産を確保する。ブロックローテーション方式による集団栽培を基本として、大豆・麦と米を合理的に組み合わせた輪作体型の確立により農地の高度利用に努める。さらに、適期播種、肥培管理、適期防除、適期収穫及び適正な乾燥調製の励行により品質の向上と均一化を図り、機械・施設の効率的な利用により省力化と生産コストの低減を図る。

・野菜

組織的な生産の推進、需要動向に対応した計画的な生産及び栽培技術の向上等により、産地銘柄を確立する。また、地域特性に即した品種の選定を行い、作付体型の確立により作柄の安定化と良品質野菜の生産を図る。堆肥の施用等による土壌改良、地域輪作による田畑輪換を推進し、連作障害の回避に努めるとともに、生産組織の育成を図り、機械施設の効率利用、地力の維持増強、共同防除など合理的な生産体制を確立する。

・花き

優良品種の導入、共選・共販体制の充実、有機肥料の使用による連作障害の防止、作付地の集団化・組織化等により、生産技術の高位平準化を図るとともに、市場占有率の高い花き団地の育成及び省エネルギー栽培の導入を推進し、生産の拡大と品質・生産性の向上及び経営の安定化を図る。

・茶

栽培面積の減少傾向に加え、通風・排水等栽培条件の悪化する地域も見られる。間作茶園から専用茶園への移行を推進しながら、新たな専用茶園確保のため適地選定を行い、市街地からの移動を誘導していく。栽培面では、植栽間隔改善による栽培株数の増加や、在来種の中から優良樹を選択し挿し木による増殖、また、やぶきた種等の新品種の導入により、収量及び品質の向上を図り、所得の増大を図る。

・畜産

肉用牛については、優良血統牛の選定と優良繁殖雌牛の導入による肥育素牛の資質の向上と、地域内素牛供給率の拡大や共同作業の実施、機械の共有等による良質粗飼料自給率の向上、肥育期間の短縮など生産コストの低減を図る。肉豚については、繁殖豚の質の低下が肥育豚の質に大きく影響することから、血統的に優れたものの組み合わせによる良質子豚を安定的に生産するため、飼育管理技術の向上を図る。また、生産費の低減を図りながら肥育効率を高め、肉質の向上を図る。

(1) 村上地区

これまで、農業の生産性の向上と産地化を図るため、米関連施設としてカントリーエレベーター及び育苗施設、園芸関連施設として集出荷予冷施設を整備してきており、今後ともこれら既存施設の有効利用を進めていく。また、畜産と耕種部門との連携を密にし、堆肥の生産、利用を推進するための取組も進めていく。

(2) 荒川地区

今後は農用地の流動化とそれによる面的集積、または場整備による農用地の高度高率利用により中核農家を育成し、その中核農家を中心とした集落の話し合いに基づく生産組織を育成強化し、優れた経営感覚を持つ経営体への発展を目指すものである。そのためには、特に米畜産球根部門での組織化とそれへの共同栽培管理施設、共同処理加工施設の利用を進めていくものとする。

(3) 神林地区

米については、奨励品種の適正作付け構成への誘導と高品質安定生産・市場性向上対策に努め、良質な「岩船米」の産地化確立を図る。そのための集落農業における生産組織の育成強化・生産技術体系の改善を通して大型機械一貫作業体系の確立を図る。また、農地流動化・農作業受委託等による農地の集積強化にも努力する。

畜産・野菜類についても積極的に経営形態の改善を進め、地域の重点作目として今以上の定着化を図る。また、農業技術拠点施設等を活用し各種の研修・講習会等をおこない地域農家の技術の進歩と、共同意識の向上と融和に努める。

(4) 朝日地区

米を基幹とした複合営農の推進と、営農集団の推進を図り、土地利用の調整機能や作業の協同化、農業機械の共同利用等集落営農の推進により、コスト低減を図り集落全体が潤いのある生活環境と地域の活性化を推進する。

米部門における土地利用の調整、転作による畑作部門の集団化、団地化等今後の生産調整の動向を見定めながら、集団段階における農業機械や施設導入を計画する。また、各地区毎に応じた機械施設の有効利用計画の策定、既存組織との連携等、段階的な組織化から集落営農への移行による担い手農家の育成と役割分担の計画を策定する。

(5) 山北地区

米を基幹として、自己完結型農業経営から組織的共同型農業経営への脱皮を図り、農業協同組合受託者協議会を主体とした大型機械施設を整備し、農業の近代化と生産費の低減、良質米の安定多収に努める。

農業経営の安定化を図るためには、複合化の推進も図らなければならない。転作田等を活用した園芸作物の導入、山菜栽培等も組入れながらの経営の推進も図るための集出荷及び保冷施設等の整備を推進する。また、農産物の付加価値を高めるための加工施設等の整備を図り、農産物の特産化を図るとともに、就労の場の確保にも努める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			対図番号	備 考
		受益地区	面積 (ha)	受益戸数 (戸)		
該当なし	—	—	—	—	—	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業近代化施設の整備により、省力化された労働力で複合部門の拡大を図り椎茸等、菌茸類の生産及び林産物の加工により経営の安定化を推進する。また素材生産業者及び製材業者をはじめ、プレカット工場、建築工務店を含む生産から加工、流通に至る一連の業界の組織化を促進し、木材の付加価値販売を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市農村部においては、高齢化や後継者不足といった問題が顕著に発生している。このため、新規就農者や認定農業者の確保及び育成を行い、生産組織の法人化を推進していく必要がある。また安定した農業経営を展開することにより、新規就農者が多数参加できる効率的安定的な農業経営を行えるよう努力するものである。そのためには、現在ある農協の育苗施設とカントリーエレベーター、乾燥貯蔵施設、集出荷場等をさらに効率的に稼働させ、生産コストの低減につなげ、農業者戸別所得補償制度も活用し、農業所得の向上を目指す。さらに中山間地域等を中心に、地域条件に即した生産組織等の育成と経営改善等を支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対函番号	備考
該当なし	—	—	—	—	—

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 就農準備等に必要な支援

早期に経営安定化が図れるよう、就農準備段階での技術、経営研修、施設整備等について県補助事業などを活用する。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

農業委員会等関係機関との連携を強化し、農地の円滑な取得を推進する。

(3) 就農や経営向上のために必要な各種の情報提供等体制

農業を担う意欲的な担い手を確保・育成するため、関係機関と連携し地域情報の受発信を行なうとともに経営向上に必要な知識の習得のための研修会、資金手当の支援を行う。

(4) 農業教育の推進

小中学生等の農業に対する理解と関心を高めるため、農業体験学習を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市における出稼ぎ、日雇・臨時雇用の不安定兼業農家率は18%である。農業従事者の安定的な就業を促進するため、不安定兼業農家の恒常的勤務への移行を図り、農業経営規模の拡大と農用地の効率的な利用を促進する。

(単位：人 目標年次：平成27年)

区分		従業地								
I	II	村上市内			村上市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	265	29	294	43	7	50	308	36	344
	製造業	151	22	173	93	0	93	244	22	266
	電気・ガス・水道業	43	7	50	0	0	0	43	7	50
	情報通信業	0	0	0	8	0	8	8	0	8
	運輸業	36	14	50	51	7	58	86	22	108
	卸売・小売業	21	14	35	7	0	7	28	14	42
	金融・保険業	14	14	28	0	0	0	14	14	28
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店・宿泊業	0	21	21	7	0	7	7	21	28
	医療・福祉業	14	14	28	0	0	0	14	14	28
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	50	7	57	7	0	7	57	7	64
	複合サービス業	28	7	35	7	0	7	35	7	42
	公務	128	21	150	21	0	21	150	21	171
	計		750	171	922	243	14	257	993	186
自営業		265	100	365	7	7	14	272	107	379
出稼ぎ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇・臨時雇		88	49	138	16	0	16	105	49	154
総計		1,094	341	1,435	258	19	277	1,352	360	1,712

※H21基礎調査(アンケート結果)をもとに、将来の兼業農家数(1,712戸)を等分比率で算出(ただし、出稼ぎ+日雇・臨時は現状比率の半分(9%)に減少するものとし設定した)。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市において農業従事者の安定的な就業の促進を図るために、ほ場整備等の農業基盤を整えて農用地の流動化を図りながら、農業の6次産業化の推進や観光農園など外部との交流など新たな雇用の拡大創出や、地域の特性に合った企業の計画的誘致等を進めるものとする。なお、高速交通網の整備と通勤圏の拡大により、市外への通勤の増加も期待される。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の維持管理を行うための間伐や再生を図るための各種取組が計画的に進められているが、現在、本市においては、林業従事者の高齢化や減少率が他の産業に比べ高い、そのため林業従事者を補う雇用としての農閑期の農業者の林業分野での雇用拡大が図られる。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

生産と生活の場が同一である農村部においては、農業生産性の向上とともに生活環境の向上が必要である。美しい自然環境にある農村の特性を十分に活かしながら、日常生活と農業生産活動に密接な集落内道路、農道、排水施設等の充実を図り、安全快適で衛生的な生活環境と営農環境の形成を推進する。

(1) 下水道の整備

住みやすい住環境の整備と農業生産の向上のために、河川環境を整備するとともに、農業用排水路と集落内排水路の整備、ならびに集落排水処理施設の設置を計画的に進める。

(2) 公園・集会場の整備

恵まれた自然環境を生かした農村公園を設置するとともに、ふれあいセンターの設置を検討し集落のコミュニティ充実を目指すとともに、美しい自然と快適でうるおいのある生活環境を整備する。

(3) ごみ処理施設の整備

生活廃棄物については、ごみ減量化とリサイクルによる資源化対策を進める。粗大ごみ・産業廃棄物処理については、適切な埋立処理地・廃棄物処理場の計画を策定し整備する。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対函番号	備考
農業農村整備事業（ニュー新潟むらづくり事業）	農村公園整備 897戸	金屋	荒-61	H28
農山漁村地域整備交付金（団集落循環統合）	処理場外1式 320人	瀬波	村-61	H22～H24
農山漁村地域整備交付金（団集落循環統合）	集排施設1式		荒-62 朝-61 山-61	H25～H34

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ豊かな公益的機能を農村集落の住みよい生活環境づくりに活かせるよう、森林及び林道の整備を進め、自然環境の保全と融和を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4）（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5）（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6）